

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

〔現状分析〕

本市の都市福利施設は、その多くが中心市街地内や周辺に立地しているが、中心市街地内のまとまった土地の確保が困難なことや、城下町としての街並みを保全するための高さ制限が適用されていることなどから、中心市街地内の施設の立地条件が周辺地域よりも悪くなる傾向にあり、それが都市機能の流出や交流の場を十分に確保できないといった問題に繋がっている。

また、車中心の生活である本市においては、全市民を対象とする公共公益施設等の立地に関して、中心市街地へのアクセス性などが要因となって、郊外での施設立地を望む意見も多い。

中心市街地を含む竹田地区は、地形条件からコンパクトな町を維持しており、地区内は歩いて生活できる居住環境が整っている。しかし、国道沿いへの移転や商業機能の衰退によって、年々都市機能が低下しつつあり、都市福利施設の集積によって中心市街地を再生させることが求められている。

今後、中心市街地に都市機能を維持し、新たに導入を進めていくためには、中心市街地内の施設整備の立地条件を高め、同時に公共交通の充実による利用促進を図っていくことが重要である。

〔都市福利施設の整備の必要性〕

○観光交流・地域交流の拠点形成の必要性

本市の中心市街地には、観光客や市民が交流できる空間が不足しており、都市機能の集積と併せて、観光や地域活動の基点となる施設整備が必要である。

○居住環境の向上の必要性

まちなかの居住推進を図るための生活利便施設や医療・福祉施設の充実を進め、まちなかの安全で快適な居住環境の形成を進める必要がある。

○歴史・観光資源の再生の必要性

まちなか観光の魅力向上を図るため、中心市街地内の歴史・観光施設の改修によって、集客性を高める必要がある。

〔都市福利施設の整備の方針〕

「都市福利施設を整備する事業」として以下の事業を位置づける。

- 1) 図書館などの建替えが必要とされる施設の区域内での再整備
- 2) まちなかの居住環境の向上を図るための公共公益施設の整備
- 3) 中心市街地の魅力向上のための歴史・観光施設の改修

[フォローアップの考え方]

事業の進捗状況を毎年度確認し、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時に取組の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。



[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
<p>○事業名：10 竹田市コミュニティセンター（仮称）整備事業</p> <p>○内容 コミュニティセンター整備 規模：500 m²程度</p> <p>○実施時期 H28～H31 年度</p>	竹田市	<p>地域住民の福祉・健康・文化の拠点施設とともに、誰もが気軽に訪れ交流を深めることができ、中心市街地の賑わいを創出できるような施設整備を目指す事業である。</p> <p>施設での回遊案内により回遊性の向上が図られるとともに、市民の日常的な利用機会の向上を促す交流空間の形成に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p>	<p>○措置の内容 社会资本整備 総合交付金 (都市再生整備計画事業) (竹田地区)</p> <p>○実施時期 H28～H30 年度</p>	
<p>○事業名：11 新竹田市図書館建設事業</p> <p>○内容 基本設計及び実施設計、文化財発掘調査、建築工事、設備工事、関連工事、用地取得</p>	竹田市	<p>本市における文化・情報、生涯学習の拠点及び城下町再生の中核施設として新図書館を整備する事業である。市民一人ひとりが文化の創造や学ぶ意欲の向上を支援し、幅広く地域活性化に貢献するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容 社会资本整備 総合交付金 (都市再生整備計画事業) (竹田地区)</p> <p>○実施時期 H26～H29 年度</p>	

○実施時期 H26～H29 年度				
○事業名：15 竹田城下町・岡城 跡歴史文化交流 センター整備事 業 ○内容 竹田市立歴史資 料館等を建替え さらに城下町・岡 城跡のガイダン ス機能を持たせ る事業 ○実施時期 H28～H31 年度	竹田市	竹田市の古文書や資料等を展示し、地 域住民や来訪者が観覧する施設の歴史 資料館をリニューアルする事業である。 古文書の保管を万全なものにすること や観覧者をより楽しませることがで き、城下町の魅力向上に寄与するため、 中心市街地の活性化に必要な事業であ る。	○措置の内容 社会資本整備 総合交付金 (都市再生整 備計画事業 (竹田地区)) ○実施時期 H28～H30 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内 容及び実施時 期	その他 の事項
○事業名：12 暮らしのサポー ト中央センター 整備事業 ○内容 高齢者（買い物・ 掃除・食事等）の	竹田市	高齢者の買い物や掃除等の生活支援 する有償ボランティアの待機する施設 を中心市街地に整備する事業である。 地域住民の利便性を図り城下町の活性 化に繋がるため、中心市街地の活性化に 必要な事業である。	○措置の内容 — ○実施時期 —	

生活支援者の待機場所として空き家・空き店舗等を利用し整備 ○実施時期 H29～H31 年度				
○事業名：14 瀧廉太郎記念館改修事業 ○内容 施設整備【瀧廉太郎関係の資料展示の充実(資料保全のための空調施設や展示ケース等整備)及び隣接用地の取得による拡張】 ○実施時期 H29～H31 年度	竹田市	<p>瀧廉太郎の居住していた家として、地域住民や来訪者に親しまれている瀧廉太郎記念館は、瀧廉太郎の資料や写真を展示しており、記念館のリニューアルを行う事業である。</p> <p>地域住民や観光客の満足度の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	○措置の内容 — ○実施時期 —	